

令和6年度宮城県有料老人ホーム集団指導 資料1－2

有料老人ホーム設置運営指導指針の 改正点について

宮城県

令和6年度中の制度改正について

(1) 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）の改正：

令和6年10月3日厚生労働省令第135号

(2) 厚生労働省指針：有料老人ホーム設置運営標準指導指針

（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）

令和6年度中の改正：

①令和6年5月23日付け老発0523第1号

②令和6年11月8日付け老発1108第2号

③令和6年12月6日付け老発1206第2号

(3) 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成13年4月1日施行）

最終改正：令和7年1月1日

主な改正内容：（１）老人福祉法施行規則

▶ 有料老人ホームの設置者が都道府県知事に報告すべき事項に、以下の事項を追加

- 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
- 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況
- 安全管理及び衛生管理のための取組の状況

主な改正内容：（２）厚生労働省指針

①令和６年５月２３日付け老発０５２３第１号

○「既存建築物等の活用の場合等の特例」追加

建築基準法において、戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数３以下）を福祉施設（有料老人ホームを含む）として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることが不要とされたことを踏まえ、この要件に適合する場合においては、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととした。

○「業務継続計画の策定等」に係る記述追加

業務継続計画の策定に当たって、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

主な改正内容：（２）厚生労働省指針

①令和６年５月２３日付け老発０５２３第１号

○「医療機関等との連携」に係る文言追加（太字部分）

入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。**その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。**

当該有料老人ホームの設置者は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症等）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

主な改正内容：（２）厚生労働省指針

①令和６年５月２３日付け老発０５２３第１号

○身体的拘束等に係る記述追加

設置者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、次の事項を実施すること。

イ	同法第５条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
ロ	虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
ハ	虐待の防止のための指針を整備すること。
ニ	職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

主な改正内容：（２）厚生労働省指針

①令和 6 年 5 月 23 日付け老発 0523 第 1 号

○身体的拘束等に係る記述追加（太字）

ホ	□から二までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。
ヘ	その他同法第 20 条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

主な改正内容：（２）厚生労働省指針

①令和６年５月２３日付け老発０５２３第１号

○身体的拘束等に係る記述追加（太字）

入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

主な改正内容：（２）厚生労働省指針

①令和６年５月２３日付け老発０５２３第１号

○身体的拘束等に係る記述追加

身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

②令和６年１１月８日付け老発１１０８第２号

○重要事項説明書の様式改正

主な改正内容：（２）厚生労働省指針

③令和６年１２月６日付け老発１２０６第２号

一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を追加。

情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

主な改正内容：（２）厚生労働省指針

③令和６年１２月６日付け老発１２０６第２号

一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を追加。

情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の３団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

主な改正内容：（３）県指針改正

①：（２）の国指針の改正を踏まえた改正

②：重要事項説明書への記載内容追加（NHK受信契約）

４ 重要事項の説明等

入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。

へ 居室にテレビを設置した場合における日本放送協会の放送の受信について、入居者による契約手続が必要となる旨

→「重要事項説明書」において、記載していただくようお願いいたします。

（記載する箇所の例：「４ サービスの内容」→（入居に関する要件）等）